

伊南行政組合合昭和伊南総合病院

研修資金募集要項

1 応募資格

次のいずれかに該当する方で、将来、昭和伊南総合病院(以下「当院」という。)の常勤の医師として従事する意思のある方です。出身地、大学院、研修先は問いません。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の医学を履修する課程に在学している方
- イ 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている方(研修の場所は問いません。)
- ウ 臨床研修終了後の医師の専門的な知識及び技術の習得に係る後期研修を受けている方(研修の場所は問いません。)

2 貸与金額

月額30万円

3 貸与期間

貸与決定した月からその年度の末月まで

次年度以降も大学院在学中又は臨床研修、後期研修中は継続して応募することができます。ただし、通算して5年を限度とします。

4 募集人数

若干名

5 募集期間

随時(予算の範囲内)

6 応募方法

研修資金の貸与を希望する方は、必要書類を提出してください。

(1)提出書類

①大学院に在学している方

- ア 研修資金貸与申請書(様式第2号)
- イ 医師免許証の写し
- ウ 大学院の在学証明書
- エ 学長又は研究科長の推薦書(様式第5号)
- オ 連帯保証人の印鑑証明書及び身分証明書(市町村役場で発行されたもの)

②臨床研修又は後期研修を受けている方

- ア 研修資金貸与申請書(様式第2号)
- イ 医師免許証の写し
- ウ 臨床研修又は後期研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の推薦書(様式第5号)
- エ 研修実施計画書
- オ 連帯保証人の印鑑証明書及び身分証明書(市町村役場で発行されたもの)

(2)連帯保証人

申請には、独立して生計を営む成人2人を連帯保証人として立てる必要があります。

(3)書類の提出方法

当院総務課に郵送するか持参してください。

郵送の場合は、簡易書留又は特定記録で郵送し、封筒に「研修資金貸与申請書在中」と明記してください。募集期間の消印があるものを受け付けます。

持参する場合は、土・日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時30分までをお願いします。

7 選考の方法及び決定通知

提出された書類を審査したうえで、面接を行い貸与の可否を決定し、その結果を本人に通知します。

8 貸与契約の締結

貸与が決定された方は、病院事業管理者と貸与契約を締結していただきます。

9 貸与の方法

修学資金は、毎月末までに貸与します。

10 返還免除

研修資金の貸与を受けた方が、次のいずれかに該当することとなった場合は、返還が免除になります。

(1)全額が免除になる場合

ア 研修資金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間、当院に従事したとき。

・大学院を卒業後又は臨床研修、後期研修修了後から貸与を受けた期間の2倍の期間を経過するまでに免除を受けるための期間従事する必要があります。

・修学資金に引き続き研修資金の貸与を受けた方が、修学資金の免除を受けるために当院に従事した期間は、研修資金の免除を受けるための期間に算入しません。

イ 免除を受けるために当院に従事した期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

(2)全額又は一部が免除になる場合

死亡又は心身の故障その他やむを得ない事情により返還することができなくなったとき。

11 契約の解除及び貸与の休止

(1)契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除します。

- ア 大学院を退学したとき。
- イ 臨床研修又は後期研修を中止したとき。
- ウ 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- エ 死亡したとき。
- オ その他研修資金の貸与を受けることが不相当と認められるとき。

(2) 貸与の休止

次のいずれかに該当する場合は、その状況が解消されるまでの間貸与を休止します。

- ア 大学院を休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- イ 臨床研修又は後期研修を中断したとき。

12 借用証書の提出

研修資金の貸与期間が終了したとき又は契約が解除されたときは、貸与期間終了日又は契約が解除された日から10日以内に貸与を受けた研修資金に対する借用証書(様式第6号)を提出していただきます。

13 返還

(1) 返還事由

次のいずれかに該当することとなった場合は、原則として、その事由が生じた日から30日以内に、返還すべき研修資金に年利5%の利息を付して一括返還していただきます。

- ア 退学等により契約が解除されたとき。
- イ 大学院卒業後、又は臨床研修、後期研修修了後に指定医療機関に従事せず、返還免除を受けないことが確定したとき。
- ウ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなると認められるとき。

(2) 利息の計算

貸与を受けた日の翌日から継続する全ての貸与期間が終了した日又は貸与の決定が取り消された日までの日数に応じ、貸与を受けた額につき年5%の割合で計算した額(その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)とします。

(3) 返還猶予

契約解除後も医師として従事している場合や、災害、疾病その他やむを得ない事情があると認められるときは、実態に応じ、返還を猶予します。

(4) 延滞利息

正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞した日数に応じ、返還すべき額に年14.5%の割合で計算した延滞利息(その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)を徴収します。

14 申請書等の提出

(1) 返還の猶予、免除の申請

返還の猶予又は免除を受けようとする場合は、その事由が生じた日から30日以内にそれぞれ次の申請書を提出してください。

ア 返還猶予申請書(様式第7号)

イ 返還免除申請書(様式第8号)

(2) その他の事由の届出

次のいずれかに該当した場合は、その事由が生じた日から30日以内に変更事項等届出書(様式第9号)を提出してください。

ア 本人又は連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき。

イ 大学院を休学し、もしくは停学の処分を受けたとき又は復学したとき。

ウ 臨床研修又は後期研修を中断し、又は再開したとき。

エ 契約を解除すべき事由が生じたとき。

オ 返還猶予期間中に猶予されている事由が消滅したとき。

カ 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

キ その他研修資金の貸与に関して重要な事項に異動があったとき。

15 その他

詳細については、「伊南行政組合病院事業医師確保修学資金等貸与条例」及び「伊南行政組合病院事業医師確保修学資金等貸与条例施行規程」によります。

URL <http://www.sihp.jp/index.html>

(1) 応募先、問合せ先

〒399-4117 駒ヶ根市赤穂3230

昭和伊南総合病院総務課

TEL 0265-82-2121

FAX 0265-82-8230

E-mail info@sihp.jp